

事務連絡  
令和2年7月30日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症対策に係る病院の医療提供状況等の把握等について調査項目  
一部変更のお知らせ（その10）

感染症指定医療機関等における個人防護具（PPE）等の医療用物資の備蓄見通しや想定消費量については、「新型コロナウイルス感染症対策に係る病院の医療提供状況等の把握について」（令和2年3月26日付け健感発0326第3号、医政地発0326第1号、閣副第325号）により、病院の医療提供状況等については、厚生労働省・内閣官房IT総合戦略室医療機関調査事務局（厚生労働省において委託する団体）から、貴管内の医療機関に対して直接調査をしているところです。

新型コロナ感染症患者の受入れや検査を行っている医療機関における医療物資の枯渇やクラスターの発生などの緊急時に、国が都道府県とともに緊急配布（以下「緊急配布」という。）を実施しているところですが、この度、「医療機関における医療用物資の緊急時への対応について（その4）」（令和2年7月30日事務連絡）及び「WEB調査結果の活用マニュアルの改定について」（令和2年7月30日）に基づき、非滅菌手袋についても、緊急配布（SOS）の対象としました。

なお、引き続き、国又は都道府県から医療用物資の緊急配布を受けるためには、WEB調査への回答が必須となります。

このため、貴管内の病院だけでなく、新規に新型コロナウイルス感染症患者への対応を行う診療所及びPCR・抗原検査のための検体採取を行う診療所等（いずれも今後実施する予定の場合を含む。）も含め、確実にWEB調査にご回答いただくよう、WEB調査への登録等の詳細については、「新型コロナウイルス感染症対策に係る病院の医療提供状況等の把握について」（令和2年3月26日付け健感発0326第3号、医政地発0326第1号、閣副第325号）に基づき、医療機関への周知をお願いいたします。